

昭和二十二年法律第六十三号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

第一条 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

第二条 別表第五表の通り各高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

第三条 裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、裁判所の管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、新たに行政区画が設けられたとき、又は一の裁判所の所在地の属する行政区画が他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

裁判所の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。

第四条 前二条の規定により管轄裁判所が定まらない地域がある場合には、この法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定められるまでは、最高裁判所がその裁判所を定める。

附則抄
この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年七月一日法律第八九号)

この法律は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

この法律により設立される簡易裁判所で従前の簡易裁判所と名称を同じくするものは、その従前の簡易裁判所と、大湊簡易裁判所は、その田名部簡易裁判所と同一のものとしなす。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所でこれを完結する。

附則 (昭和二十二年一月二七日法律第二三三号)

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十四年五月一九日法律第八六号)

この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十五年三月三十一日法律第三八号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十六年四月五日法律第一三四号)

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十七年五月二九日法律第一五六号)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十八年三月一六日法律第一一号)

この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十九年四月六日法律第六三号)

この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとしなす。

附則 (昭和三十年六月二八日法律第二五号)

この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十一年四月一三日法律第六九号)

この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十三年四月二六日法律第六七号)

この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十三年四月二五日法律第八二号)

この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十四年三月七日法律第一〇号)

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十五年四月二六日法律第五八号)

この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十六年三月一八日法律第一号)

この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十七年三月二九日法律第三九号)

この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十八年五月二四日法律第九三号)

この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十九年四月二〇日法律第六四号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和四二年七月一八日法律第六五号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四三年五月二七日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四三年六月一日法律第八三号)抄

この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和四六年六月一〇日法律第一〇九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年一月二三日法律第一三〇号)抄

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三十一日法律第九号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和六二年九月一一日法律第九〇号)

この法律中、第一条及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十三年五月一日から、第二条の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。

(簡易裁判所の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律により廃止される簡易裁判所(以下「廃止簡易裁判所」という。)においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受

理簡易裁判所」という。)に属するものとする。

この法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受

理簡易裁判所」という。)に属するものとする。

この法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受

理簡易裁判所」という。)に属するものとする。

この法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受

入簡易裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所において発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあてたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものとみなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件(以下「引継事件」という。)については、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管轄に属するものを除き、申立てにより又は職権で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第十七条の規定による移送の裁判又は同条の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令の規定を適用する。

第四条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第十九条第一項の規定による移送の決定又は同項の移送

の請求を却下する決定とみなし、同法(同条第二項を除く。)その他の法令の規定を適用する。(管轄区域の移転に伴う経過措置)

第五条 この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所(以下「隣接簡易裁判所」という。)の管轄区域に属することとなる簡易裁判所(以下「区域移転簡易裁判所」という。)にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものについては、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件(区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について準用する。この場合において、同条第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。

(廃止簡易裁判所に対応する区検察庁に属する検察官等のした行為に関する経過措置)

第六条 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「廃止区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「受入区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあてて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあてたものとみなす。

附則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日法律第四号)

この法律は、平成十三年五月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月九日法律第二五号)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

第一表(第一条関係)	第二表(第一条関係)	第三表(第一条関係)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。	1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。	1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。	2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。	2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)	附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)	附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。	1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。	1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。	2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。	2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)	附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)	附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。	1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。	1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。	2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。	2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
名称	所在地	所在地
東京高等裁判所	東京都	東京都
大阪高等裁判所	大阪市	大阪市
名古屋高等裁判所	名古屋市	名古屋市
広島高等裁判所	広島市	広島市
福岡高等裁判所	福岡市	福岡市
仙台高等裁判所	仙台市	仙台市
札幌高等裁判所	札幌市	札幌市
高松高等裁判所	高松市	高松市
東京地方裁判所	東京都	東京都
横浜地方裁判所	横浜市	横浜市
さいたま地方裁判所	さいたま市	さいたま市
千葉地方裁判所	千葉市	千葉市
水戸地方裁判所	水戸市	水戸市
宇都宮地方裁判所	宇都宮市	宇都宮市
前橋地方裁判所	前橋市	前橋市
静岡地方裁判所	静岡市	静岡市
甲府地方裁判所	甲府市	甲府市
長野地方裁判所	長野市	長野市
新潟地方裁判所	新潟市	新潟市
大阪地方裁判所	大阪市	大阪市
神戸地方裁判所	神戸市	神戸市
奈良地方裁判所	奈良市	奈良市
大津地方裁判所	大津市	大津市
和歌山地方裁判所	和歌山市	和歌山市
名古屋地方裁判所	名古屋市	名古屋市
岐阜地方裁判所	津市	津市
福井地方裁判所	岐阜市	岐阜市
金沢地方裁判所	福井市	福井市
富山地方裁判所	金沢市	金沢市
富山地方裁判所	富山市	富山市
山形地方裁判所	山口市	山口市
山口地方裁判所	山口市	山口市
鳥取地方裁判所	鳥取市	鳥取市
松江地方裁判所	岡山市	岡山市
松江地方裁判所	松江市	松江市
佐賀地方裁判所	福岡市	福岡市
長崎地方裁判所	佐賀市	佐賀市
大分地方裁判所	長崎市	長崎市
熊本地方裁判所	大分市	大分市
鹿児島地方裁判所	熊本市	熊本市
那覇地方裁判所	鹿児島市	鹿児島市
那覇地方裁判所	宮崎市	宮崎市
仙台地方裁判所	那覇市	那覇市
福島地方裁判所	仙台市	仙台市
山形地方裁判所	福島市	福島市
盛岡地方裁判所	山形市	山形市
秋田地方裁判所	盛岡市	盛岡市
青森地方裁判所	秋田市	秋田市
札幌地方裁判所	青森市	青森市
函館地方裁判所	札幌市	札幌市
旭川地方裁判所	函館市	函館市
釧路地方裁判所	旭川市	旭川市
高松地方裁判所	釧路市	釧路市
徳島地方裁判所	高松市	高松市
高知地方裁判所	徳島市	徳島市
松山地方裁判所	高知市	高知市
東京家庭裁判所	所在地	所在地
横浜家庭裁判所	東京都	東京都
さいたま家庭裁判所	横浜市	横浜市
千葉家庭裁判所	さいたま市	さいたま市
水戸家庭裁判所	千葉市	千葉市
宇都宮家庭裁判所	水戸市	水戸市
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市	宇都宮市

名称	所在地	東京簡易裁判所	東京(特別区の存する区域に限る)	土浦簡易裁判所	常陸太田市	諏訪簡易裁判所
前橋家庭裁判所	前橋市	東京簡易裁判所	東京都(特別区の存する区域に限る)	土浦簡易裁判所	常陸太田市	諏訪簡易裁判所
静岡家庭裁判所	静岡市	八丈島簡易裁判所	東京都八丈支庁管内八丈町	石岡簡易裁判所	石岡市	岡谷簡易裁判所
甲府家庭裁判所	甲府市	伊豆大島簡易裁判所	東京都大島支庁管内大島町	龍ヶ崎簡易裁判所	龍ヶ崎市	飯田簡易裁判所
長野家庭裁判所	長野市	新島簡易裁判所	東京都大島支庁管内新島村	取手簡易裁判所	取手市	伊那簡易裁判所
新潟家庭裁判所	新潟市	八王子簡易裁判所	東京都八王子市	下妻簡易裁判所	茨城県行方郡麻生町	新潟簡易裁判所
大阪家庭裁判所	大阪市	立川簡易裁判所	東京都立川市	下館簡易裁判所	下妻市	新潟簡易裁判所
京都家庭裁判所	京都市	武蔵野簡易裁判所	東京都武蔵野市	古河簡易裁判所	古河市	三条簡易裁判所
神戸家庭裁判所	神戸市	青梅簡易裁判所	東京都青梅市	宇都宮簡易裁判所	宇都宮市	新発田簡易裁判所
奈良家庭裁判所	奈良市	町田簡易裁判所	東京都町田市	真岡簡易裁判所	真岡市	村上簡易裁判所
大津家庭裁判所	大津市	横浜簡易裁判所	東京都横浜市中区	大田原簡易裁判所	大田原市	長岡簡易裁判所
和歌山家庭裁判所	和歌山市	神奈川簡易裁判所	横浜市中区	小山簡易裁判所	栃木市	十日町簡易裁判所
名古屋家庭裁判所	名古屋市	保土ヶ谷簡易裁判所	横浜市保土ヶ谷区	足利簡易裁判所	足利市	柏崎簡易裁判所
津家庭裁判所	津市	川崎簡易裁判所	川崎市	前橋簡易裁判所	前橋市	南魚沼簡易裁判所
岐阜家庭裁判所	岐阜市	鎌倉簡易裁判所	鎌倉市	高崎簡易裁判所	高崎市	高田簡易裁判所
福井家庭裁判所	福井市	藤沢簡易裁判所	藤沢市	太田簡易裁判所	太田市	糸魚川簡易裁判所
金沢家庭裁判所	富山市	相模原簡易裁判所	相模原市	館林簡易裁判所	館林市	佐渡簡易裁判所
富山家庭裁判所	富山市	横須賀簡易裁判所	横須賀市	伊勢崎簡易裁判所	伊勢崎市	佐田簡易裁判所
広島家庭裁判所	広島市	平塚簡易裁判所	平塚市	桐生簡易裁判所	桐生市	吹田簡易裁判所
山口家庭裁判所	山口市	小田原簡易裁判所	小田原市	沼田簡易裁判所	沼田市	茨木簡易裁判所
岡山家庭裁判所	岡山市	厚木簡易裁判所	厚木市	中之条簡易裁判所	群馬県吾妻郡中之条町	東大阪簡易裁判所
鳥取家庭裁判所	鳥取市	さいたま簡易裁判所	さいたま市浦和区	藤岡簡易裁判所	藤岡市	枚方簡易裁判所
松江家庭裁判所	松江市	川口簡易裁判所	川口市	群馬富岡簡易裁判所	富岡市	堺簡易裁判所
福岡家庭裁判所	福岡市	大宮簡易裁判所	さいたま市大宮区	静岡簡易裁判所	静岡市清水天神一丁目	富田簡易裁判所
佐賀家庭裁判所	佐賀市	久喜簡易裁判所	久喜市	清水簡易裁判所	静岡市清水	羽曳野簡易裁判所
長崎家庭裁判所	長崎市	越谷簡易裁判所	越谷市	熱海簡易裁判所	熱海市	岸和田簡易裁判所
大分家庭裁判所	大分市	飯能簡易裁判所	飯能市	三島簡易裁判所	三島市	佐野簡易裁判所
熊本家庭裁判所	熊本市	所沢簡易裁判所	熊谷市	沼津簡易裁判所	沼津市	京都簡易裁判所
鹿児島家庭裁判所	鹿児島市	熊谷簡易裁判所	熊谷市	下田簡易裁判所	下田市	伏見簡易裁判所
宮崎家庭裁判所	宮崎市	本庄簡易裁判所	本庄市	富士簡易裁判所	富士市	右京簡易裁判所
那覇家庭裁判所	那覇市	秩父簡易裁判所	秩父市	島田簡易裁判所	島田市	向日簡易裁判所
仙台家庭裁判所	仙台市	千葉簡易裁判所	千葉市	掛川簡易裁判所	掛川市	木津簡易裁判所
福島家庭裁判所	福島市	千葉一宮簡易裁判所	佐倉市	掛川簡易裁判所	掛川市	宇治簡易裁判所
山形家庭裁判所	山形市	松戸簡易裁判所	千葉県長生郡一宮町	甲府簡易裁判所	甲府市	園部簡易裁判所
盛岡家庭裁判所	盛岡市	市川簡易裁判所	松戸市	甲府簡易裁判所	山梨県南巨摩郡鵜沢町	園部簡易裁判所
秋田家庭裁判所	秋田市	木更津簡易裁判所	木更津市	都留簡易裁判所	都留市	宮津簡易裁判所
青森家庭裁判所	青森市	館山簡易裁判所	館山市	富士吉田簡易裁判所	富士吉田市	宮津簡易裁判所
札幌家庭裁判所	札幌市	館山簡易裁判所	館山市	長野簡易裁判所	長野市	舞鶴簡易裁判所
函館家庭裁判所	函館市	東金簡易裁判所	東金市	飯山簡易裁判所	飯山市	福知山簡易裁判所
旭川家庭裁判所	旭川市	八日市場簡易裁判所	八日市場市	上田簡易裁判所	上田市	神戸簡易裁判所
釧路家庭裁判所	釧路市	佐原簡易裁判所	佐原市	佐久簡易裁判所	佐久市	西宮簡易裁判所
高松家庭裁判所	高松市	水戸簡易裁判所	水戸市	松本簡易裁判所	松本市	伊丹簡易裁判所
徳島家庭裁判所	徳島市	笠間簡易裁判所	笠間市	長野簡易裁判所	長野県木曾郡木曾福島町	西宮簡易裁判所
高知家庭裁判所	高知市	日立簡易裁判所	日立市	大町簡易裁判所	大町市	尼崎簡易裁判所
松山家庭裁判所	松山市	常陸太田簡易裁判所	日立市	大町簡易裁判所	大町市	明石簡易裁判所
						篠山市

日向簡易裁判所	延岡市
高千穂簡易裁判所	日向市
那覇簡易裁判所	宮崎県西臼杵郡高千穂町
沖繩簡易裁判所	那覇市
名護簡易裁判所	沖繩市
平良簡易裁判所	名護市
石垣簡易裁判所	平良市
石垣簡易裁判所	石垣市
仙台簡易裁判所	仙台市
大河原簡易裁判所	宮城県柴田郡大河原町
古川簡易裁判所	宮城県栗原郡築館町
築館簡易裁判所	宮城県栗原郡築館町
石巻簡易裁判所	石巻市
登米簡易裁判所	宮城県登米郡登米町
気仙沼簡易裁判所	宮城県登米郡登米町
福島簡易裁判所	福島市
郡山簡易裁判所	福島市
白河簡易裁判所	白河市
棚倉簡易裁判所	福島県東白川郡棚倉町
会津若松簡易裁判所	会津若松市
田島簡易裁判所	福島県南会津郡田島町
いわき簡易裁判所	いわき市
福島富岡簡易裁判所	福島県双葉郡富岡町
相馬簡易裁判所	福島県相馬市
山形簡易裁判所	山形市
新庄簡易裁判所	新庄市
米沢簡易裁判所	米沢市
赤湯簡易裁判所	南陽市
長井簡易裁判所	長井市
鶴岡簡易裁判所	鶴岡市
酒田簡易裁判所	酒田市
盛岡簡易裁判所	盛岡市
花巻簡易裁判所	花巻市
二戸簡易裁判所	二戸市
久慈簡易裁判所	久慈市
遠野簡易裁判所	遠野市
釜石簡易裁判所	釜石市
大船渡簡易裁判所	大船渡市
宮古簡易裁判所	宮古市
一関簡易裁判所	一関市
水沢簡易裁判所	水沢市
秋田簡易裁判所	秋田市
男鹿簡易裁判所	男鹿市
能代簡易裁判所	能代市
本荘簡易裁判所	本荘市
大館簡易裁判所	大館市
鹿角簡易裁判所	鹿角市

横手簡易裁判所	横手市
湯沢簡易裁判所	湯沢市
大曲簡易裁判所	大曲市
角館簡易裁判所	秋田県仙北郡角館町
青森簡易裁判所	青森市
むつ簡易裁判所	むつ市
野辺地簡易裁判所	青森県上北郡野辺地町
五所川原簡易裁判所	五所川原市
弘前簡易裁判所	弘前市
鱒ヶ沢簡易裁判所	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町
八戸簡易裁判所	八戸市
十和田簡易裁判所	十和田市
札幌簡易裁判所	札幌市
岩見沢簡易裁判所	岩見沢市
夕張簡易裁判所	夕張市
滝川簡易裁判所	滝川市
室蘭簡易裁判所	室蘭市
伊達簡易裁判所	伊達市
苫小牧簡易裁判所	苫小牧市
浦河簡易裁判所	北海道浦河郡浦河町
静内簡易裁判所	北海道静内郡静内町
小樽簡易裁判所	北海道小樽市
岩内簡易裁判所	北海道岩内郡岩内町
函館簡易裁判所	北海道函館市
松前簡易裁判所	北海道松前郡松前町
八雲簡易裁判所	北海道山越郡八雲町
江差簡易裁判所	北海道檜山郡江差町
寿都簡易裁判所	北海道寿都郡寿都町
旭川簡易裁判所	旭川市
深川簡易裁判所	深川市
富良野簡易裁判所	富良野市
名寄簡易裁判所	名寄市
紋別簡易裁判所	紋別市
中頓別簡易裁判所	北海道枝幸郡中頓別町
留萌簡易裁判所	留萌市
稚内簡易裁判所	稚内市
天塩簡易裁判所	北海道天塩郡天塩町
釧路簡易裁判所	釧路市
帯広簡易裁判所	帯広市
網走簡易裁判所	北海道中川郡本別町
北見簡易裁判所	北見市
遠軽簡易裁判所	北海道紋別郡遠軽町
根室簡易裁判所	根室市
高松簡易裁判所	北海道標準津郡標準町
土庄簡易裁判所	土庄市

丸龜簡易裁判所	高松市
善通寺簡易裁判所	丸龜市
観音寺簡易裁判所	善通寺市
徳島簡易裁判所	徳島市
鳴門簡易裁判所	鳴門市
阿南簡易裁判所	阿南市
牟岐簡易裁判所	徳島市
美馬簡易裁判所	阿南市
徳島池田簡易裁判所	徳島県海部郡牟岐町
吉野川簡易裁判所	美馬市
高知簡易裁判所	徳島県三好郡池田町
須崎簡易裁判所	吉野川市
安芸簡易裁判所	高知市
中村簡易裁判所	須崎市
松山簡易裁判所	安芸市
大洲簡易裁判所	中村市
八幡浜簡易裁判所	松山市
西条簡易裁判所	大洲市
新居浜簡易裁判所	八幡浜市
四国中央簡易裁判所	西条市
今治簡易裁判所	新居浜市
宇和島簡易裁判所	四国中央市
愛南簡易裁判所	今治市
愛媛県南宇和郡愛南町	宇和島市
丸龜簡易裁判所	高松市
善通寺簡易裁判所	丸龜市
観音寺簡易裁判所	善通寺市
徳島簡易裁判所	徳島市
鳴門簡易裁判所	鳴門市
阿南市	阿南市
徳島県海部郡牟岐町	徳島県海部郡牟岐町
美馬市	美馬市
徳島県三好郡池田町	徳島県三好郡池田町
吉野川市	吉野川市
高知市	高知市
須崎市	須崎市
安芸市	安芸市
中村市	中村市
松山市	松山市
大洲市	大洲市
八幡浜市	八幡浜市
西条市	西条市
新居浜市	新居浜市
四国中央市	四国中央市
今治市	今治市
宇和島市	宇和島市
愛媛県南宇和郡愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町

大島町	利島村
新島	東京都内の所管区域の内
八島	東京都内の所管区域の内
王子	東京都内の所管区域の内
子	東京都内の所管区域の内
立川	東京都内の所管区域の内
武蔵野	東京都内の所管区域の内
野	東京都内の所管区域の内
青	東京都内の所管区域の内
梅	東京都内の所管区域の内
町	東京都内の所管区域の内
横	東京都内の所管区域の内
神	東京都内の所管区域の内
奈	東京都内の所管区域の内
川	東京都内の所管区域の内
保	東京都内の所管区域の内
土	東京都内の所管区域の内
谷	東京都内の所管区域の内
川	東京都内の所管区域の内
鎌	東京都内の所管区域の内
倉	東京都内の所管区域の内
藤	東京都内の所管区域の内
沢	東京都内の所管区域の内

賀佐	川田	橋行	女八	田牟	大柳	はきう	米留	久留	尾折	倉小	方直	塚飯	木甘	像宗	岡福	岡福	岡福	郷西	島根	福
賀佐 神埼郡 佐賀市 多久市 小城市 佐賀郡	川田 福岡県の内 田川郡	橋行 福岡県の内 豊前市 京都郡 築上郡	女八 福岡県の内 筑後市 八女郡	田牟 福岡県の内 大牟田市 三池郡	大柳 福岡県の内 柳川市 大川市 山門郡 三潞郡	はきう 福岡県の内 うきは市	米留 福岡県の内 久留米市 小郡市 三井郡	久留 福岡県の内 中間市 速賀郡	尾折 福岡県の内 北九州市の内 八幡西区 八幡西区役所折尾出張所及び八幡南出張所の各所管区域を除く。	倉小 福岡県の内 北九州市の内 小倉北区 小倉南区 若松区 戸畑区 門司区 八幡東区 八幡西区	方直 福岡県の内 直方市 鞍手郡	塚飯 福岡県の内 飯塚市 山田市 嘉穂郡	木甘 福岡県の内 甘木市 朝倉郡	像宗 福岡県の内 宗像市 福津市 宗像郡	岡福 福岡県の内 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 前原市 古賀市 筑紫郡 糟屋郡 糸島郡	岡福 福岡県の内 福岡市	岡福 福岡県の内 福岡市	郷西 福岡県の内 福岡市	島根 島根県の内 隠岐郡	福 福岡県の内 福岡市

戸平	保世	佐原	島島	早諫	村大	崎長	津唐	里万	伊伊	島鹿	雄武	栖鳥	
福岡県の内 福島町 田平町 北松浦郡の内 大島村 生月町 鷹島町	長崎県の内 原町 小佐々町 佐々町 江迎町 鹿町町 世知	長崎県の内 西彼杵郡の内 大島町 崎戸町(平島を除く)	長崎県の内 高崎市 南高来郡	長崎県の内 諫早市	長崎県の内 東彼杵郡の内 東彼杵町	長崎県の内 大村市	長崎県の内 長崎市の内 長与町 時津町 琴海町 西彼町	佐賀県の内 唐津市 東松浦郡	佐賀県の内 伊万里市 西松浦郡	佐賀県の内 江北町 白石町	佐賀県の内 杵島郡の内 藤津郡	佐賀県の内 山内町 北方町 大町町	佐賀県の内 鳥栖市 三養基郡

田高	後豊	津中	築杵	府別	分大	分大	県上	原巖	島五	上新	島五	岐老
福岡県の内 国見町 姫島村	福岡県の内 豊後高田市 西国東郡	福岡県の内 中津市 宇佐市 宇佐郡	福岡県の内 杵築市 速見郡 東国東郡の内 安岐町	福岡県の内 別府市	大分県の内 千歳村 犬飼町	大分県の内 大野郡の内 大字吉田 大字分郡	大分県の内 各所管区域	大分県の内 馬支所の各所管区域を除く。	大分県の内 崎戸町 平島	大分県の内 南松浦郡	大分県の内 長崎市の内 五島市	大分県の内 長崎市の内 老岐市

鹿山	名玉	尾荒	城宇	本熊	本熊	白伯	佐伯	田竹	田日
福岡県の内 旭志村 七城町	熊本県の内 玉名市 玉名郡の内 玉東町 天水町 横島町	熊本県の内 荒尾市 玉名郡の内 長洲町	熊本県の内 宇土市 長浜町、上綱田町、下綱田町、戸口町及び赤瀬町、上天草市大矢野町、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島	熊本県の内 熊本市 宇土市(長浜町、上綱田町、下綱田町、戸口町及び赤瀬町を除く)。 宇城市(三角支所の所管区域を除く)。	熊本県の内 熊本市 宇土市(長浜町、上綱田町、下綱田町、戸口町及び赤瀬町を除く)。 津久見市	大分県の内 白杵市(大分簡易裁判所の管轄区域を除く)。 津久見市	大分県の内 佐伯市	大分県の内 竹田市 直入郡 大野郡の内 三重町 清川村 緒方町 朝地町	大分県の内 日田市 日田郡 玖珠郡

